

富田林市パブリックコメント手続に関する要綱及び考え方

(目 的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を提供し、市の説明責任を果たすことで、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた市政運営を推進することを目的とする。

《考え方》

この手続は、市政に関して市民の皆さんから幅広い意見を募集し、その意見を市政に反映させることで、市民が市の意思決定に参加し、その過程をわかりやすく、なおかつ公正に進めようというものです。また、これらのことを通して、市民と行政との協働によるまちづくりを、よりいっそう推進することをめざします。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) **パブリックコメント手続** 市の基本的な政策等の策定過程において、素案の段階で広く公表し、市民等からの意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) **実施機関** 市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長をいう。
- (3) **市民等** 次に掲げるものをいう。
- (ア) 市の区域内に住所を有する者
 - (イ) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (ウ) 市の区域内に存する学校に在学する者
 - (エ) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (オ) 市税の納税義務を有する者
 - (カ) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

《考え方》

- ①この制度の名称は、意見聴取手続制度を広く市民等へ周知するため、一般的に共通の呼称として認知されつつある「パブリックコメント手続」を用いるものです。
- ②この制度における「素案」とは、計画等の担当課において調整立案後、意思決定に向けて決裁処理の段階にあるもので、パブリックコメント手続を行い、意見等がない場合は原案どおり決定する旨の起案となります。
- パブリックコメント手続を行うことにより、意見等が提出された場合は要綱第8条により、提出された意見等やそれに対する市の考え方を、また、原案を修正する場合にあっては、修正の内容と理由についても公表する旨、あらためて決裁処理を行うこととなります。
- ③「実施機関」については、この制度に全庁あげて取り組む市の姿勢を明確に

するため、例外を最小限度にします。具体的には、富田林市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関から議決機関の議会を除いたものです。

- ④「市民等」とは、幅広く多様な意見等を得るため、市内に在住、在勤、在学の人、市内に事業所などを持つ個人、法人、団体等をはじめ、市税の納税義務者やパブリックコメント手続に係る事案の利害関係者をいいます。尚、パブリックコメント手続の対象は、市域の市民生活に関わる事案であり、地域性もあることから意見等を求める範囲を設けるものです。

(対 象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事案（以下「計画等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定及び改定
- (2) 市民に義務を課し若しくは権利を制限する制度等の制定又は改廃で広く一般市民に適用されるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると判断するもの

《考え方》

- ①具体的に、計画等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、計画等の担当課等が、この要綱の趣旨及び規定に基づいて判断しなければなりません。そして、その判断（特にパブリックコメント手続を行わない場合）の説明責任は、計画等の担当課が負うこととなります。

(第1号関係)

「市の基本的な政策に関する計画・指針等」とは、総合計画や総合計画に基づいて定められる個別の実施計画などを言います。

構想、計画、指針、都市宣言などの名称を問いません。

(第2号関係)

「市民に義務を課し若しくは権利を制限する制度等」とは、市民に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものです。

ただし、行政内部にのみ適用されるもの、行政サービスにかかるものの中で地方自治法第74条第1項に規定される「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する」ものについては対象から除きます。

(第3号関係)

本条第1号から第2号までに該当しない計画等であっても、第1条の目的に合致し、この手続を行うことが必要であると判断すれば、第3号を根拠に対象とすることができます。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、パブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第6号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 法令等により、意見聴取の手続等が定められているもの
- (4) 附属機関等がパブリックコメント手続と同様の手続を行って作成した報告、答申などに基づいて意思決定を行うもの
- (5) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

《考え方》

(第1号関係)

「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、この手続に要する期間を費やせば、政策等の効果が失われてしまうためこの手続を行ういとまがない場合や、災害対策など明らかに緊急を要すると認められる場合をいいます。

「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

(第2号関係)

地方自治法の規定により直接請求された条例の制定・改廃案は、形式上、市長が議会に提案するとはいっても、内容は市民そのものの提案であり、改めてパブリックコメント手続を行うことは、直接請求の趣旨から考えてふさわしくないため、適用除外とします

(第3号関係)

「法令等により、意見聴取の手続等が定められているもの」とは、計画等の策定、規制・制度の制定等に関し、公聴会の開催、計画案等の縦覧、意見書の提出など意見聴取の手続が、法令等により定められているものをいい、この制度によらないで市民等の意見が聴取されることから、この制度の対象としません。

(第4号関係)

「附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された審議会や委員会等や規則、要綱等により設置された附属機関に準じる機関等を想定しています。

附属機関等が、この制度に準じる手続を経て策定した答申等を受けて市が意思

決定を行う場合には、費用対効果や効率性の観点から、この手続の対象として
いません。

審議会等が、パブリックコメント手続を行う場合の事務は、審議会の庶務担当
が審議会等名で行うこととなります。

(第5号関係)

「実施機関に裁量の余地がないと認められるもの」とは、上位法令等の規定に
より、一定の基準に基づき実施するものをいいます。

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表する際には、市民等が十分理解できるよう、次に掲げる資料等を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の名称、趣旨、目的及び背景等
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案を理解するために必要な関連資料

《考え方》

(第1項関係)

- ①パブリックコメント手続は、「最終的な意思決定直前」に行うものとしします。これは、意見聴取を2回以上行くと、1回目の段階では意見がなく市民の合意を得られていたと思われていた箇所について、2回目以降その事項を修正する場合が生じたり、1回目の意見聴取時に修正した箇所を、別の理由で再修正する場合が生じる可能性があり、この制度を混乱させてしまう恐れがあるからです。
- ②この制度が、最終的な意思決定直前の1回だけだからといって、市民等からの意見聴取を1回しかできないという訳ではありません。この制度に基づかない意見聴取は自由に行えますが、その目的や、意見の取扱い等を明確にし、「アンケート」という名称を用いるなど、「パブリックコメント手続」と混同されないようにしておく必要があります。

(第2項関係)

- ①公表する内容は、基本的に計画等の案そのものと、その概要及び説明資料とします。これは、市民等にとって、内容が分かりやすいことと同時に、正確かつ十分な情報を提供できるものでなければならないからです。
- ②やむを得ない理由により、計画等の案そのものを公表することが困難な場合は、その内容を明確に示すもので代用できますが、その旨を代用案とともに公表しておく必要があります。
- ③実施機関は、計画等の案を公表した後は、市民等の意見を考慮したことによる変更や軽微な変更を除いて、その案の内容に拘束されることとなります。このため、パブリックコメント手続の実施前には、その内容を固めておく必要があります。
- ④第2項第2号の「計画等の案の概要」については、いわゆる計画の概要版の

ほか、どういった点について特に意見を聞きたいか、特に重要なポイントや骨子をまとめたものを、案の内容に応じて実施機関が判断し公表します。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 計画等の案を所管する課等の窓口での閲覧又は配布
- (2) 市役所情報コーナーでの閲覧又は配布
- (3) 市のウェブサイト(ホームページ)への掲載

2 前項の場合において、計画等の案の内容が大量となるときは、その概要及び内容のすべてを知ることができる方法を公表することで足りるものとする。

3 第1項の公表を行うときは、できる限り事前に市の広報誌に掲載することにより、その周知に努めるものとする。

《考え方》

①この条は、計画等の案の公表において、担当課や市役所情報コーナーでも資料一式を閲覧できるようにするとともに、市のウェブサイト(ホームページ)にも掲載するなど、市民ができるだけ情報を入手し易いような方法を講じるべきであることを定めたものです。

市民が持ち帰りできるような資料もあれば用意してください。尚、資料の配布については原則無料となります。

②第3項は、パブリックコメント手続を行うことを、できるだけ早い段階において周知を図るために行うもので、少なくとも案の公表を始める月と同じ発行月、若しくはそれ以前の広報誌に掲載するもので、掲載する内容については十分なスペースを取ることができないことから、計画等の案の簡単な内容と、十分な情報の提供を受けられる方法、意見の提出方法、問い合わせ先程度を掲載することになります。

また、特に周知する必要がある場合は、通常の掲載とは別に、「パブリックコメント手続の予定」を掲載することも必要です。

③これらの他にも金剛連絡所等市の出先施設での閲覧や報道機関への発表など多様な方法で案の周知に努めることとします。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を考慮し、おおむね一か月程度を目安とする意見等の提出期間及び提出方法を定め、当該計画等の案を公表する際にこれを明示するものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便による送付
- (3) 電子メールによる送信
- (4) ファクシミリによる送信
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等の提出に際しては、住所、氏名（団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）を明記するほか、実施機関が必要と認めた場合には年齢、職業、電話番号等の記載を求めることができるものとする。

4 実施機関は、意見等を提出した市民等の氏名その他その属性に関する情報を公開する場合には、計画等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

《考え方》

①意見等の提出期間はおおむね一か月を原則とします。緊急のためこの期間を確保できないときは、市民等が意見等を提出するために必要な期間を確保した上で、当該計画等の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考慮し、適宜定めることができます。ただし、意見等の提出期間が25日を下回る場合は、当該計画等の案を公表する際その理由を明らかにすることとします。

②意見等の提出にあたっては、提出された意見を明確に把握し、この手続が十分に効果をあげることができるよう、文書または電磁的記録によるものとし、電話など口頭による意見の申出については、その場で書面による提出を求めることとします。

また、規定しているどの方法でも意見が提出できるように配慮し、点字による提出についても受け付けるものです。

「その他実施機関が適当と認める方法」とは、郵便、電子メール、ファクシミリに準じるような通信手段が普及した場合に、市民の便宜を図るために採用する方法をいいます。

③意見等提出者に住所、氏名等の明記を求めるのは、意見等に責任を持っていただくとともに、意見等の内容を改めて確認することが必要な場合が想定さ

れるためです。住所、氏名等が明記されていない意見等には、応答する義務が生じないものとします。

- ④意見等を提出した者の氏名等を公表するのは、計画等の案を公表するときにあらかじめ明示している場合だけであり、提出された意見等について、条例に基づく開示請求がされた場合、住所、氏名等の個人情報については、富田林市個人情報保護条例に基づき対応します。ただし団体名で意見が提出された場合は団体名、代表者名等を開示します。
- ⑤意見等が外国語で提出された場合は、日本語訳の添付を求めることができます。
- ⑥長文の意見等が提出された場合には、その趣旨を求めることができます。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれら意見等に対する考え方並びに当該計画等の案の修正をしたときは、当該修正の内容及び理由を第6条に規定する方法等により公表するものとする。

3 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を侵害する恐れのある情報等、公表することに不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

《考え方》

- ①実施機関は、提出された意見等について、計画等の案の趣旨・目的に照らし合わせて十分検討した上で判断し、それに対する市の考え方を公表するということがこの制度の趣旨です。
- ②類似の意見等があった場合は、事務の効率性を考慮して、これらを集約するなど適宜整理したうえで、これらに対する市の考え方を付して一定期間公表することとしますが、提出された意見等に対する本人あての個別回答はしません。
- ③パブリックコメント手続は、第1条に掲げる目的の達成のために、市の情報収集源の拡大と多様化を図るものであり、単に計画等の案の賛否を問うものではなく、提出された意見の多寡で判断すべきものでもありません。あくまでも意見等の内容に着目し、政策等への反映について検討することが大切です。したがって、賛否の結論を示しただけのものについては、市の考え方を示すことはありません。
- ④市の考え方を示すにあたっては、市民にとってわかりやすい表現に努めます。
- ⑤意見等は公表が原則ですが、第3項に規定するような場合は、その全部又は一部を公表しないことがあります。
- ⑥公表した計画等の案の内容と直接関係のない意見等や賛否のみを表明したものについては公表しません。また、匿名の意見等についても公表しません。
- ⑦第2項に規定する事項の公表時期は、その計画等の実施前までのできるだけ早い時期に行います。

(一覧の作成)

第9条 市長は、この要綱に定めるパブリックコメント手続を行っている案件の一覧を作成し、市のウェブサイト（ホームページ）に掲載するとともに、市役所情報コーナーに備えつけて公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、計画等名、公表日、意見の提出期限、計画等の案、資料の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

《考え方》

- ①いつ、どのような案件がパブリックコメント手続の対象となっているかを市民が容易に知ることが出来るように、手続を実施している案件や、すでに実施した案件の状況などがわかる一覧を作成します。
- ②一覧を作成し公表することによって、パブリックコメント手続の実施状況の認知度が高まり、意見の提出を促す効果が期待できます。
- ③一覧には、パブリックコメント手続を行っている計画等の名称、意見の提出期間、問合せ先等を掲載するものとします。
- ④一覧の公表にあたっては、情報公開の観点からパブリックコメント手続が終了した案件についても一定期間公表するものとし、公表終了後はパブリックコメント手続を行った案件の名称及び実施時期、問合せ先を表示するものとします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

《考え方》

- ①この要綱のほか、制度の実施について必要な事項は、市長が別に定め、統一のルールのもとに施行することとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に立案過程にある計画等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年要綱第46号)

この要綱は、公布の日から施行する。

《考え方》

- ①この手続の円滑な導入を図るため、この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱の規定は適用しないものですが、可能な範囲においてはこの手続に準じた手続を実施することになります。